

令和5年12月1日
紀南河川国道事務所

紀南河川国道事務所 X 運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、紀南河川国道事務所が取得した公式Xアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とします。

2. 基本ポリシー

公式Xアカウントの運用は、紀南河川国道事務所が管理する熊野川や国道42号等の防災情報及び行政情報について、携帯端末から情報を即時に入手することにより、利用者の利便性や安全性を高めることをポリシーとします。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとします。

- (1) X ユーザーが「ポスト」(=140文字以内の短文)を作成し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス。
- (2) 公式X 紀南河川国道事務所が設置・運営するXユーザー名及びアカウント。
- (3) アカウント Xを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名のこと。
- (4) ポスト Xに作成する文章のことをいう。
- (5) 公式ポスト 公式Xから作成するポストをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのポストを自動受信するように設定することをいう。(常に自分が受信できるようアカウントを登録すること)
- (7) 返信 Xを使っているユーザーからのポストに返信すること。
- (8) リポスト Xを使っているユーザーが作成した文章を引用して発信することをいう。

4. 運用方法

公式Xの運営主体は紀南河川国道事務所、アカウントの管理は総務課とし、以下のとおり運用することとします。

- (1) 発信する情報

- ア 熊野川等の管理河川の出水時における水防警報や洪水予報などの防災情報
- イ 国道42号及び紀勢道等の道路規制情報や防災情報
- ウ 震災時における管理施設の被災状況
- エ 紀南河川国道事務所が行った記者発表の情報や紀南河川国道事務所が主催または共催しているイベント等の情報
- オ その他、周知する必要性が高い情報

(2) 発信する文章の作成担当

ポストする文章は、紀南河川国道事務所公式ホームページ(以下「公式ホームページ」という。)に掲載する情報を補完するため所管課が作成します。入力においては総務課等適宜協力を行う。

(3) 発信にあたっての留意点

- ア 誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めます
- イ 信頼性が確保できない情報は発信しません

(4) 発信手順

情報の発信にあたっては、事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適時公式アカウントでポストします。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式Xアカウントは、原則として情報発信を行うものとし、個人アカウントへのフォローや返信、リポストは行いません。

ただし、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準ずる機関へのフォローやリポストは、行うことがあります。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式Xのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにします。また、Xのユーザー名を事務所ホームページ上に明示します。

なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとします。

(7) 利用の促進

利用者が紀南河川国道事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」に登録します。

(8) ポストに記載するリンク先

ポストに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則紀南河川国道事務所ホームページとします。

(9) 状況の監視

PCからアクセスするポスト画面の状況について異常がないか、適時確認を行います。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知します。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式Xアカウントにより発信し、周知します。

6. その他

情報発信については、内閣官房情報セキュリティセンター、総務省、経済産業省の指針「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成23年4月5日付）に基づき、運営します。

Xの利用について、なんらかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとします。